

# 門真市の地域支援事業について

令和6年3月  
門真市 高齢福祉課

## はじめに

令和6年度の事業については、現在庁内において調整中であり、予算の確定はしておりません。

そのため、本日も説明した内容に関して、今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

# 本日の内容

## 1. 総合事業

- ①リハビリ専門職同行訪問事業該当要件者拡大
- ②元気はつらつ教室
- ③事業対象者有効期間延長
- ④サービス類型の標準的な状態像の変更
- ⑤ケアマネジメントC
- ⑥通いの場の補助金

## 2. 社会保障充実分

- ①圏域担当医の相談窓口・報告方法
- ②認知症カフェの補助金
- ③認知症初期集中支援チーム
- ④認知症地域支援推進員

# 本日の内容

## 3. 任意事業

- ① 高齢者等SOSネットワーク事業
- ② 認知症高齢者等位置探索システム利用助成金交付事業
- ③ 認知症高齢者等見守りQRコード交付事業
- ④ 紙おむつ等給付事業

## 4. その他

# 総合事業 ①リハビリ専門職同行訪問事業

## 該当要件者

くすのき広域連合	門真市
通所Cサービスの利用に悩むケース	変更なし
新規 訪問介護相当サービス（必須）	変更なし
	<b>新規 通所介護相当サービス（必須）</b>
	<b>新規 通所介護緩和サービス（必須）</b>
	<b>新規 訪問介護緩和サービス（任意）</b>
第2号被保険者は対象外	<b>第2号被保険者も対象</b>

総合事業サービスを初めて利用する方（要介護→要支援の方は対象外）  
既にサービス調整等は対象外

訪問介護：新規 相当サービスは必須  
                  新規 緩和サービスはリハビリ専門職の助言を希望する場合には利用可

## 総合事業 ①リハビリ専門職同行訪問事業

### ！対象外！

3疾患・その他精神疾患に該当するケース  
リハビリ専門職の関与（訪問リハビリ・通所リハビリ・訪問看護リハビリ・通所C）があるケース

がん末期 主治医意見書または医師に確認した記録  
認知症 主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上)  
難病 特定医療費（指定難病）受給者証、主治医意見書または医師に確認した記録  
精神疾患 自立支援医療・精神障がい者手帳対象者  
※ただし、地域包括支援センターまたは委託のケアマネジャーのアセスメントによる利用者選定訪問で検討

## 総合事業 ①リハビリ専門職同行訪問事業

### ◆当日までの流れ

①本人・家族、ケアマネの同行訪問の候補日時を踏まえて、**ケアマネとリハビリ職の事前打ち合わせ時間（訪問の20分前）**と**場所**を地域包括支援センターに伝える。

②地域包括支援センターがリハビリ専門職と日程調整

③地域包括支援センターより同行訪問するリハビリ専門職氏名の回答あり

④申請書を入力し、地域包括支援センターにメール等で送信  
**（専門職に指導・助言を希望する内容をできるだけ具体的に記載）**  
（パスワードはKadomaKourei20240312）←訪問日付にしてください

⑤地域包括支援センターは、リハビリ専門職に申請書を送信する。

# 総合事業 ①リハビリ専門職同行訪問事業

## ◆当日の流れ

①事前打ち合わせ（同行訪問開始20分前）

リハビリ専門職に帳票を提示しながら、事前打ち合わせ

※個人情報のため、周囲の環境には配慮してください

### ～伝える内容～

本人の基本情報（疾患・家族情報・性格・一日の流れ等）

生活課題（日常生活において、どのような行動に支障があるのか等）

阻害要因（考えられる生活課題の原因となっている因子等）

予後予測（今の心身状態がどの程度改善可能と見込んでいるか等）

選定するサービス（改善するために必要なサービスやその内容等）

目標（本人や家族の意向を踏まえた具体的な内容等）

リハ職の助言が欲しい内容（申請書に記載いただいた内容等）



## 総合事業 ①リハビリ専門職同行訪問事業

### ◆当日の流れ

②リハビリ専門職と一緒に本人宅に訪問。

③リハビリ専門職がアセスメントした上で、ケアマネのケアマネジメントの質の向上につながる助言を行うため、ケアプランのどの領域の助言なのかを確認

- ・ 本人や家族にリハビリ専門職が直接伝えた方が良い内容であれば、直接伝えます。
- ・ リハビリ専門職が必ずしもサービスの提案をするわけではなく、本人の状況によってはセルフトレーニングや通いの場等を提案する場合があります。
- ・ ケアマネへの助言内容によっては、訪問終了後、本人宅以外で助言をする場合があります。

## 総合事業 ①リハビリ専門職同行訪問事業

### ◆後日の流れ

①リハビリ専門職が地域包括支援センターに報告書のみ送る  
(パスワードはKadomaKourei20240312)

②地域包括支援センターより報告書をケアマネにメールで共有されます  
(パスワードはKadomaKourei20240312)

③報告書の確認。必要であればケアプラン等を修正

## 総合事業 ②元気はつらつ教室

### ◆回数制の導入及び利用料、利用回数

くすのき広域連合		門真市	※金額は確定ではありません
1～3か月目	1回300円	<u>1～12回目</u>	<u>1回300円</u>
4～6か月目	1回500円	<u>13～24回目</u>	<u>1回500円</u>
週1回利用		変更なし	

回数制を導入するが…原則、月初めからの利用を想定  
祝日等によりサービス利用ができない場合に、一定数の回数を確保するため

# 総合事業 ②元気はつらつ教室

## ◆実施内容

くすのき広域連合	門真市
事前訪問 必須（サ担を兼ねる）	変更なし
体力測定：毎月実施 測定項目（5項目） 動画撮影する項目あり	<b>開始月・最終月のみ</b> 変更なし <b>動画撮影は求めません</b> <b>ただし、動画撮影や体力測定は事業所の判断で実施</b>
自宅での指導が有効であると判断した場合は、利用1回を40分程度の自宅等の指導に振り替え可能	変更なし
終了前訪問	<b>事業所判断で実施</b>

## 総合事業 ②元気はつらつ教室

### ◆カンファレンス

くすのき広域連合

門真市

事業所毎の利用月により実施  
第3・4火曜日 午後2時15分～

開催日時・方法変更  
第3火曜日 午後2時30分～  
おおむね2時間程度を想定

- ・ 元気はつらつ教室のリハビリ専門職が選定したケースを検討します。
- ・ 選定されたケースの担当ケアマネには元気はつらつ教室のリハビリ専門職より事前に選定理由を含めて声掛けがあります。
- ・ 市または元気はつらつ教室、地域包括支援センターよりケアマネに日時の案内をします。
- ・ 検討するケースは各教室、基本1ケースです。

## 総合事業 ②元気はつらつ教室

### ◆モニタリング

#### くすのき広域連合

終了モニタリングⅠ：200単位（ケアマネジメントB）

通所C終了3か月目に、利用者宅を訪問し、給付サービスを使わずに社会参加等の自立した生活が継続されている

終了モニタリングⅡ：0単位

通所C終了3か月目に、利用者宅を訪問し、給付サービスを使いながら社会参加等の自立した生活が継続されている

※介護予防支援費・ケアマネジメント費等で請求可能なため

終了モニタリングⅢ：50単位（ケアマネジメントB）

通所C終了3か月目に、利用者宅を訪問し、Ⅰ・Ⅱに該当せず、いわゆる生活不活発状態である

#### 門真市

終了3か月後モニタリング：  
300単位（ケアマネジメントB）  
元気はつらつ教室終了3か月後に利用者宅を訪問し、モニタリングを実施

例）元気はつらつ教室終了3月→モニタリング7月

※介護予防支援費・ケアマネジメント費等で請求可能な場合は、ケアマネジメントBは請求できません。

## 総合事業 ②元気はつらつ教室

### ◆モニタリング

#### くすのき広域連合

終了応援Ⅰ：200単位（ケアマネジメントB）  
通所C終了6か月目に、利用者宅を訪問し、給付サービスを使わずに社会参加等の自立した生活が継続されている

終了応援Ⅱ：0単位  
通所C終了6か月目に、利用者宅を訪問し、給付サービスを使いながら社会参加等の自立した生活が継続されている  
※介護予防支援費・ケアマネジメント費等で請求可能なため

#### 門真市

終了6か月後モニタリング：  
300単位（ケアマネジメントB）  
元気はつらつ教室終了6か月後に利用者宅を訪問し、モニタリングを実施

例）元気はつらつ教室終了3月→モニタリング10月

※介護予防支援費・ケアマネジメント費等で請求可能な場合は、ケアマネジメントBは請求できません。

## 総合事業 ②元気はつらつ教室

名称	住所	連絡先
ブドウ訪問看護ステーション	門真市島頭4丁目11番11号	072-883-0223
門真老健ひかり	門真市北岸和田1丁目14番23号	072-887-6780
門真介護医療院	門真市新橋町33番12号	06-6902-7272
蒼生病院	門真市横地596	代表：072-885-1711 (リハ室につないでもらう)

空き状況や開催日時に関して、各事業所にお問い合わせください！！



## 総合事業 ③事業対象者の有効期間延長

くすのき広域連合		門真市
有効期間	1年間	2年間 ※元気はつらつ教室（通所型サービスC）の終了 3か月後・6か月後のモニタリング実施時において 事業対象者の有効期間切れを防ぐため
更新	有効期間終了日の2週間前に 基本チェックリストを実施	変更なし

# 総合事業 ④サービス類型の標準的な状態像

サービスの類型	サービスの内容	標準的な状態像
訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助を提供	身体介護が必要な人 3疾患、その他精神疾患等により専門職の中長期的なサポートが必要な人 元気はつらつ教室（通所型サービスC）との併用により、自立生活支援のための見守りの援助が必要な人 ※ケアマネジャーは元気はつらつ教室等と利用者の状態の共有を密に行い、サービス内容の調整を適宜図る
訪問型サービスA （緩和型）	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 ※身体介護は含まない	訪問介護相当サービスの対象者以外で日常的に家事援助が必要な人
訪問型サービスB （住民ボランティア型）	家事や見守り等、ボランティアによる生活援助 ※身体介護は含まない	地域の助け合いによる生活援助により介護予防が図れる人 ※現時点で門真市の該当団体なし

# 総合事業 ④サービス類型の標準的な状態像

サービスの類型	サービスの内容	標準的な状態像
通所介護相当サービス	中長期的な生活機能向上のための専門職による機能訓練等	3疾患、その他精神疾患等により専門職の中長期的なサポートが必要な人
通所型サービスA (緩和型)	一般介護予防事業へのつなぎとして体操、レクリエーションを通じて社会参加を促進	通所介護相当サービス又は元気はつらつ教室（通所型サービスC）の対象とならない人
通所型サービスB (住民ボランティア型)	ボランティア等の運営による交流や介護予防に資する取り組み	地域の助け合いの場で主体的な参加により介護予防が図れる人
元気はつらつ教室 (通所型サービスC)	生活機能を改善するために運動プログラム等を短期集中的に提供するサービス	通所介護相当サービスの対象以外で医師から運動制限のない人

第一選択

## 総合事業 ⑤ケアマネジメントC

ケアマネジメントC：初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス

アセスメント→ケアマネジメント結果案作成→利用者への説明・同意→  
利用するサービス提供者等への説明・送付→サービス利用開始

くすのき広域連合

運用はしてありません。

門真市

通所型サービスBのみを利用

# 総合事業 ⑥通いの場の補助金

くすのき広域連合	門真市									
<p>補助金上限（12か月継続）</p> <table border="0"> <tr> <td>週1回以上</td> <td>12か月</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>月2回以上</td> <td>週1回未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>月1回以上</td> <td>月2回未満</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	週1回以上	12か月	40,000円	月2回以上	週1回未満	20,000円	月1回以上	月2回未満	10,000円	<p><b>1回800円×開催回数＝補助金額（上限40,000円）</b></p> <p>※補助金を超えた金額については、補助金の支給はできません。</p> <p><b>※年間を通じて活動、かつ月1回以上活動</b></p>
週1回以上	12か月	40,000円								
月2回以上	週1回未満	20,000円								
月1回以上	月2回未満	10,000円								
<p>対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①消耗品費</li> <li>②印刷製本費</li> <li>③郵便料</li> <li>④会場借上料</li> </ul>	<p>対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①需用費（消耗品費、印刷製本費）</li> <li>②役務費（郵便費）</li> <li>③使用料及び賃借料（会場使用料、冷暖房費）</li> <li><b>④備品購入費（体操用具のみ）</b></li> </ul>									

# 社会保障充実分 ①圏域担当医の相談窓口

圏域毎に担当医2名を配置し、高齢者の疾患や医療機関の連携等といった医療に関するケアマネジャーからの相談に直接応じます。

【順不同】

包括名	担当医名	担当医名
第1包括	中塚医院 中塚 泰彦医師	益田診療所 外山 学医師
	①電話（診療時間内）	①メール②FAX③電話（12時～12時30分）
第2包括	寺西内科 寺西 強医師	堺医院 堺 昭彦医師
	電話（診療時間内）、FAX	電話（12時30分～13時）、FAX
第3包括	吉岡医院 吉岡 宗医師	永浜クリニック 永濱 要医師
	電話（診療時間内）、FAX	すべて（電話の場合は13時～16時30分）
第4包括	高橋医院 高橋 元医師	ひろた内科 弘田 登志也医師
	①FAX②メール	電話（12時～13時）
第5包括	いそのクリニック 五十野 剛医師	たにざわクリニック 谷澤 洋医師
	電話（診療時間内）	電話（9時～12時 16時30分～19時30分水・土除く）、メール

# 社会保障充実分 ①圏域担当医の相談窓口

①報告書の作成

②報告書を医師会事務局・CC 高齢福祉課でメール送信

報告書フォーマットは作成次第、ホームページにアップします

# 社会保障充実分 ②認知症カフェの補助金

くすのき広域連合

門真市

補助金上限（12か月継続）

月1回以上（2時間程度）

1か月3000円×開催月数＝

補助金額（上限36,000円）

変更なし

対象項目

①報償費

②消耗品費、印刷製本費

③使用料及び賃借料

対象項目

①報償費

②旅費（研修参加の交通費等）

③需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費）

④役務費（郵便費）

⑤使用料及び賃借料（会場使用料、冷暖房費）

⑥備品購入費（認知症カフェ運営に必要なもの）

⑦負担金（研修参加費）



# 社会保障充実分 ③認知症初期集中支援チーム

くすのき広域連合	門真市
～令和4年度 事業所連絡会より推薦を受けた医療職と福祉職がペアで支援	<b>地域包括支援センター職員の医療職・福祉職がペアで支援</b> ※地域包括支援センターの医療職・福祉職をチーム員として位置づけ
令和5年度～ 事業所連絡会より推薦を受けた医療職・福祉職と、チーム員研修を受講した地域包括支援センター職員の医療職・福祉職とがペアで支援	

## 社会保障充実分 ④認知症地域支援推進員

くすのき広域連合	門真市
門真支所内に1名	門真市 高齢福祉課に1名 各地域包括支援センターに1名

# 任意事業 ①高齢者等SOSネットワーク事業

## くすのき広域連合

### 行方不明時の対応

- 24時間窓口あり
- 専用システムにおいて配信

### 配信情報

カタカナフルネーム※同意があれば  
性別・年齢・行方不明になった場所

## 門真市

### 行方不明時の対応

- 平日の9時から17時30分（年末年始は除く）のみ高齢福祉課で対応
- メールにて配信

### 配信情報

- カタカナフルネーム※同意があれば漢字表示
- 性別・年齢・行方不明時の状況
- 本人の身体的特徴
- 写真※同意があれば
- その他注意すべきこと※同意があれば

# 任意事業

## ②認知症高齢者等位置探索システム利用助成金交付事業

### くすのき広域連合

- ・セコム

- ・ミマモルメ

上記のGPS導入に伴う初期費用を負担

(機器によって異なり6380円~18,480円)

※月額利用料は利用者負担

※専用シューズなどのオプション代金は助成の対象外

### 門真市

**GPS機器は本人の活用しやすいものを選定**

- ・位置情報を把握できる
- ・電話機能やウェブサイトの閲覧機能がない
- ・容易に携帯できる大きさと重さである
- ・連続作動時間が最大72時間以上である

**申請から交付までの流れ**

①本人等が利用予定のGPSの詳細が分かるもの

(カタログ等)と申請書を提出し、事前審査をします

②市が決定通知を送付

③本人等がGPS機器の契約、支払いをする

④GPS機器の初期費用の支払い額がわかる領収書等を添付して交付申請書を市に提出

⑤市が本人等の口座に振り込む (上限18,480円)

※月額利用料は利用者負担

※専用シューズなどのオプション代金は助成の対象外

## 任意事業

### ③認知症高齢者等見守りQRコード交付事業

くすのき広域連合	門真市
<p>QRコードをスマホ等で読み取ると、門真警察署とくすのき広域連合の連絡先が表示される</p> <p>QR：1シート10枚 無料 再発行は年度内1回は可能</p>	<p><b>チラシ参照</b></p> <p>QR：30枚（内訳、耐洗20枚・蓄光10枚）無料 再発行は自己負担（枚数等により2,079円～4,290円）</p> <p>有料老人ホーム、グループホーム等の高齢者住宅の入居者は自己負担（3,619円）</p>



# 認知症高齢者等見守りQRコード交付事業



## どこシル伝言板とは？

大変！おばあちゃんが  
いなくなった！

何かお困りの様子…  
衣服のQRコードに  
アクセスしてみよう

おばあちゃんが  
みつかった！

24時間 365日  
素早く連絡が取れる！

発見者

ご家族

伝言板に  
アクセス

自動メール送信

この画面はご家族と  
発見者のみが見ることができます

洋服等に専用の  
QRコードラベルを  
貼付けておく

認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、ご家族へ**瞬時にメールが届きます**。発見者はQRコードを読み取ると、**ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかる**ので安心です。チャット形式の伝言板だから**個人情報を入力する必要はなく、やりとりは簡単**。お迎えまで迅速に行えます。

## どこシル伝言板の特徴

読み取ると発見者の  
手順を確認できます

**準備はこれだけ**

1. スマホのメールアドレスを用意する
2. 登録シートの記入
3. ラベル・シールの貼付け

**24時間365日OK**  
夜間も伝言板を通じてやりとりが可能。登録した方へ瞬時にメールが届きます。

**声かけをしやすい**  
ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声をかけるきっかけになります。

**個人情報の記載不要**  
氏名・住所・連絡先の記載は不要なので安心です。

耐洗ラベル  
衣服等にアイロンで貼付けます

蓄光シール  
持ち物等に貼ると暗闇で光ります

耐洗ラベル(アイロン可のもの)

蓄光シール(アイロン不可のもの)

右上腕部

背面 標元

バッグ(内側)

財布(内側)

ナイロン素材

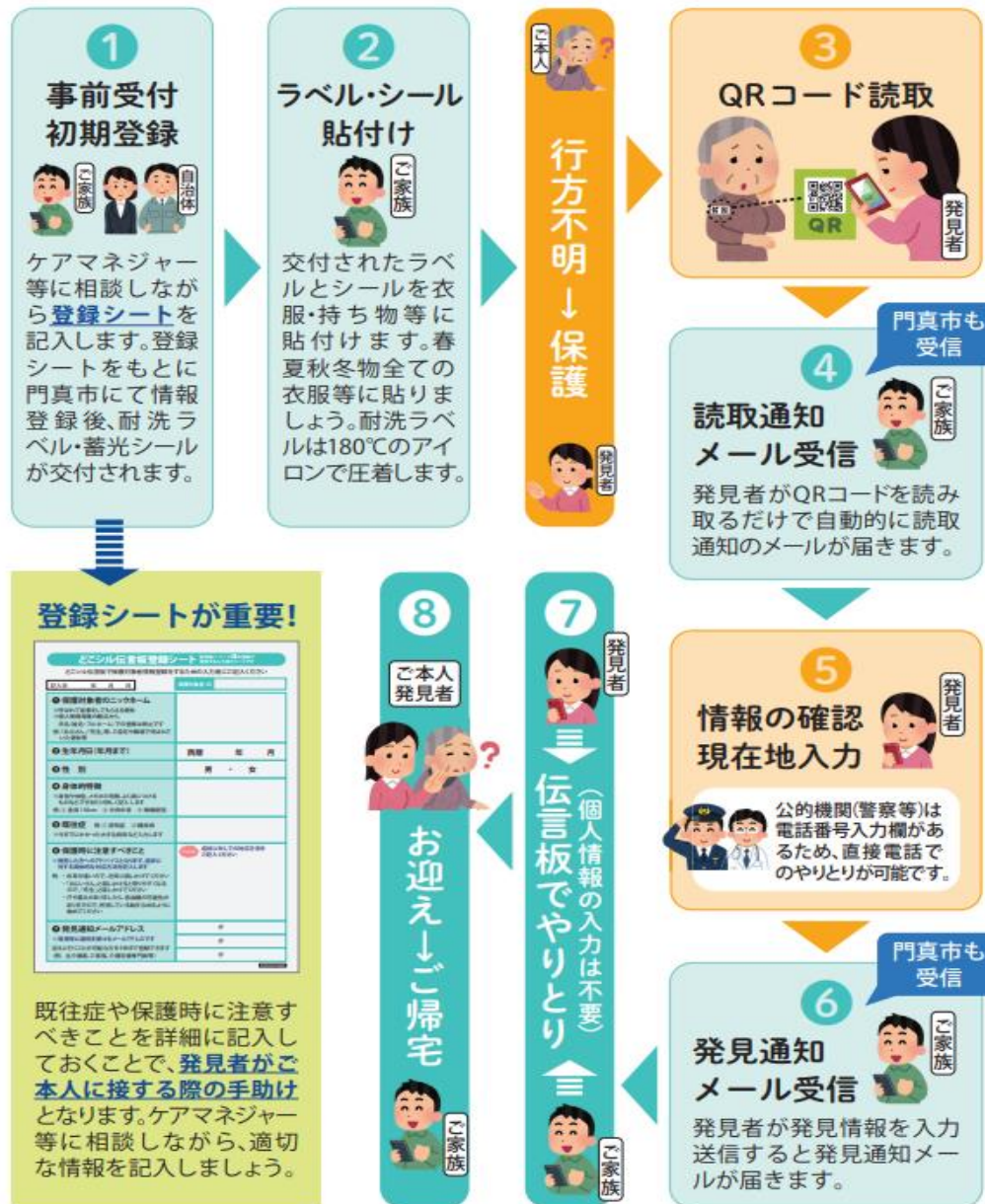
杖

お問い合わせ先

門真市 高齢福祉課 電話：06-6902-6176

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

## どこシル伝言板 登録から行方不明→保護→ご帰宅までの流れ



## 任意事業 ④紙おむつ等給付事業

### くすのき広域連合

月4,120円を限度として、紙おむつ等を配送業者が配送している。

### 門真市

家族介護者に給付券（月4,000円分）を送付  
給付券取扱薬局または薬剤店にて紙おむつ等を購入する際に給付券を使用する  
（※お釣りは出ません）

## その他

- 令和6年度から令和8年度 地域包括支援センターの法人や  
圏域の変更はありません。

施設名	小学校区	所在地・問い合わせ先	窓口開設時間 (年末年始除く)
門真第1地域包括支援センター	門真みらい	堂山町25-20 ☎06-6780-0808	午前8時30分～午後5時15分 (日曜休み)
門真第2地域包括支援センター	門真・速見	<b>柳田町27-25</b> ☎06-6906-7077	午前9時～午後5時 (日・祝休み)
門真第3地域包括支援センター	大和田・古川 橋・上野口	大橋町12-8 ☎072-800-0825	午前9時～午後5時30分 (日・祝休み)
門真第4地域包括支援センター	四宮・沖・北巢 本・五月田	北島町12-20 ☎072-887-6540	午前8時30分～午後5時30分 (日・祝休み)
門真第5地域包括支援センター	脇田・砂子・二 島・東	桑才町19-25 ☎072-883-3334	<b>午前8時30分～午後5時30分</b> (日曜休み)



## その他

- 今回の説明会における不明点などに関しては、質問票に記載し、「門真市 高齢福祉課」までメール送信してください
  - 高齢福祉課メールアドレス [fuk08@city.kadoma.osaka.jp](mailto:fuk08@city.kadoma.osaka.jp)
  - メールの件名  
「地域支援事業説明会質問票（事業所名）」
- 質問表の様式は門真市ホームページの説明会案内に掲載しています
- 質問の回答は、ホームページにて随時公表を行う予定です